

別記様式第4号（別記1の第6の2及び別記8の第6の1の（2）関係）

竹産第42号
令和7年11月17日

広島県知事 様

竹原市中央五丁目6番28号
竹原市長 今榮 敏彦

令和4年度から6年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）に関する改善計画について

令和4年度から6年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

本市において鳥獣による農作物被害は、農業意欲の低下や耕作放棄地の増加を招いている。イノシシやシカ、カラスについては特に被害が大きく、農作物被害はもとより、畦畔の掘り起こしや石積みの破壊等の被害や住宅地に出没し庭を荒らす等、多方面で被害が発生している。

このような被害を防止するため、平成24年度から鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ワイヤーメッシュ等の防護柵の設置や箱わなの購入による捕獲の推進に取り組んでいる。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

防護柵については、主にイノシシ・シカ対策のワイヤーメッシュ柵とカラス対策のテグスを用いた侵入防止施設の整備等対策を行っており、対策を行った農地において被害が減少している。また、捕獲についても、イノシシ・シカの捕獲頭数は毎年増加傾向にある。

しかし、イノシシ・シカ等の生息域の拡大及び集落への接近による未整備の農地における被害発生やブドウやレンコン等の高収益作物の被害の増加が全体の被害額増加の原因として考えられる。

3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (6年)	基準年度の実績 (2年)	1年目 (4年)	2年目 (5年)	3年目 (6年)		
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)	イノシシ	3,000	3,330	2,490	5,600	7,160	-1,161	
		シカ	840	930	1,310	1,830	4,660	-4,144	
		タヌキ・キツネ・ヌートリア	320	346	650	110	405	-208	
		アカリス・スズメ	6,670	8,890	5,890	4,930	15,320	-289	
		合計							
	被害面積 (ha)	イノシシ	1.94	2.16	1.93	1.45	2.60	-211	
		シカ	0.84	0.94	0.83	1.24	1.62	-200	
		タヌキ・キツネ・ヌートリア	0.1	0.13	0.23	0.07	0.19	-680	
		アカリス・スズメ	0.87	1.16	0.8	0.39	1.33	-59	
		合計							

(注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画				
		目標 (6年)	計画策定時 (2年)	1年目 (4年)	2年目 (5年)	3年目 (6年)	改善計画策定 (7年)	1年目 (7年)	2年目 (8年)	3年目 (9年)	
	利用量 (km、ha等)	電気柵 4.0 WM柵 3.6	電気柵 4.8 WM柵 2.6	電気柵 4.3 WM柵 1.8	電気柵 4.7 WM柵 2.9	電気柵 4.8 WM柵 11.9	電気柵 4.0 WM柵 5.0	電気柵 4.0 WM柵 5.0	電気柵 4.0 WM柵 5.0	電気柵 4.0 WM柵 5.0	
	利用率 (%)			電気柵 108 WM柵 49	電気柵 117 WM柵 80	電気柵 119 WM柵 330	電気柵 - WM柵 -	電気柵 - WM柵 -	電気柵 - WM柵 -	電気柵 - WM柵 -	

	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累 積 赤 字 (千円)									

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入／支出× 100 とする

3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

- ・捕獲の担い手である鳥獣被害対策実施隊員（駆除班員）と連携し、イノシシやシカ、タヌキ、キツネ、ヌートリア、カラス、スズメについて、効果的な加害個体の捕獲を推進するとともに、新たな担い手の確保・育成を図る。

- ・被害額増加の要因となった地区において、侵入防止対策として、イノシシ・シカ用のワイヤーメッシュ柵やカラス用の侵入防止施設の整備を令和6年度～令和7年度に実施したが、今後も鳥獣の生息地や被害農地の拡大に応じて、効果的な侵入防止対策を推進する。

- ・一般社団法人 広島県鳥獣対策等地域支援機構と連携して、特に被害発生地での重点支援を実施し、侵入防止柵の設置や環境対策の実施を指導する。また、被害が拡大しつつある地域においても、重点支援集落等を設定して、集中的な対策支援を実施する。

- ・緩衝帯の整備等、鳥獣を寄せ付けないための環境整備を推進する。

- ・個人で出来る鳥獣被害対策や鳥獣を集落に寄せ付けないための行動等について広報活動を行う。

5 改善計画を実施するための推進体制

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	竹原市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
竹原市企画部産業振興課	事務局
竹原市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供や有害鳥獣捕獲の実施及び捕獲した鳥獣の利用方法等について助言
ひろしま農業協同組合	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
竹原市農業委員会	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
広島県農業共済組合 東広島支所	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
尾三地方森林組合	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
芸南漁業協同組合	被害状況の把握や被害防止対策の助言・周知
鳥獣保護管理員	鳥獣の専門知識に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東広島市、三原市、大崎上島町	市郡境での捕獲活動や鳥獣の出没等に関する協議連絡
広島県西部農林水産事務所	鳥獣被害対策の助言
(一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構	情報提供、鳥獣被害対策の指導及び協力